

【総領事館からのお知らせ:平成28年度の旅券・領事手数料について】

平成28年3月18日(総16第07号)
在デンパサール日本国総領事館

例年4月1日付で旅券・領事手数料の見直しを行っておりますが、平成28年度につきましては、平成27年度と同額(改定なし)となりますので、お知らせいたします。

なお、主な旅券・領事手数料については以下のとおりです。

(単位はルピア)

申請区分

1. IC旅券

(1)10年旅券	1,760,000
(2-a)5年旅券	1,210,000
(2-b)申請時12歳未満	660,000
(3)査証欄増補	270,000

2. 証明

(1)在留証明	130,000
(2)出生・婚姻等の証明	130,000
(3)署名証明	190,000

3. 査証(ビザ)

(1)一般入国査証	330,000
(2)数次入国査証	660,000
(3)通過査証	80,000

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。平成27年度は10,000ルピア当たり91円であり、平成28年度も91円で同額となっております。

以上